

令和2年度 第9回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年12月14日(月)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年12月14日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	令和2年12月14日 午後2時00分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員  出席 26名 欠席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樞臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	15番 石山 孝史郎		16番 落合 武士			
出席した 農業委員会職員	事務局長 山本祐二 課長補佐 高田真之					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 許可不要転用届について 日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第5 報告第4号 農地所有適格法人報告書の提出について  日程第6 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第2号 農地利用集積計画(第12回)の決定について					

開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） ただいまから、令和2年度、第9回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御あいさつをお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。白髪岳もですね、薄っすら雪をかぶりまして、冬本番の寒さとなってきました。女性農業者との意見交換会、大変有意義な会議、意見交換会だったと思っております。そしてまた農業委員会だよりも、いいものができまして、よかったと思っております。寒くなりますので、健康には十分注意されますよう、よろしくをお願いします。それでは、ただいまから、令和2年度、第9回総会を開会いたします。本日の出席委員は、全員出席で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会、会議規則、第17条の規定によって、15番、石山孝史郎委員、16番、落合武士委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは報告いたします。資料2ページ目、左側をごらんください。今回は5件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号77番から80番が、第三者貸し付けのため、申請番号81番は、契約内容変更のためとなっております。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3、報告第2号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、許可不要転用届1件について報告いたします。資料は、3ページ左側からになります。申請番号5番について、町内の個人の方で、台帳、現況ともに、田。一筆で、面積は648平米のうち200平米。堆肥置き場として許可不要届を提出されているものです。現地は、岡原南字葉山、あさぎりホームを右側に見て、300メートルほど、通り過ぎたところ、南側に500メートルほど行ったところになります。周囲への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断します。ここは、既に、事前着工で、堆肥置き場をつくっておられるところできょう現地確認を農業委員さんと午前中にしてきたところでございます。以上、報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4、報告第3号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは報告いたします。資料は5ページ目をごらんください。今回は11月の農地パトロールで確認した際に判断した8筆です。上地区が1件、免田地区が3件、深田地区が4件になります。非農地となる面積が、田1,638平米、畑3,998平米、合計5,636平米です。非農地となる筆数は、田3筆、畑、5筆、合計8筆です。すべて、農振地区域外になります。所有者等は、5ページ、右側にあるとおりです。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5、報告第4号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告をとめます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは報告いたします。資料は6ページ目をごらんください。今回は1件の届け出が提出されております。関連資料につきましては、資料6ページ右側の農業生産法人経営概要表に記載してあります。資料では、令和2年6月1日現在となっております。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第4号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第4号を終わります。

日程第6、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。それでは、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は、7ページからになります。今回は4件の審議をお願いいたします。申請番号18番ですが、資料は、7ページ右側から12ページ左側までになります。譲り渡し人、譲受人は、ともに町内の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、地目は、台帳、現況ともに、畑。転用面積が353平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で、金額は、全体で40万円になります。転用の目的は、資材置き場です。9ページ、左側の地図をごらんください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地の接している道路には、上下水道管に管理設されており、500メートルの範囲内に、たかの眼科とまどか保育園がある、第三種農地となり、資材置き場等への転用は可能です。10ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明等を掲載しております。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。

次に、申請番号19番ですが、資料は、12ページ右側から16ページになります。譲り渡し人は、町内の個人、譲受人は、町内の法人の方です。転用する土地としましては一筆で、地目は台帳、現況ともに畑、転用面積が730平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で、金額は全体で50万円です。転用の目的は、資材置き場です。申請番号18番と19番は、今回の申請のため、分筆したものです。よって、その位置、農地区分については省略いたします。14ページから事業計画書、資金計画書、残高証明等を掲載しております。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号20番ですが、資料は17ページ左側から、21ページになります。譲り渡し人は、町外の個人、譲受人は、町内の法人の方です。転用する土地としましては、4筆で、地目は台帳、現況とともに田、転用面積が合計で1,460平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で、総額82万5,000円です。転用の目的は、資材及び建設車両置き場です。18ページの地図をごらんください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の区域内にある、第2種農地です。小集団で生産性の低い農地、よって、資材及び建設車両置き場への転用は可能です。19ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明等を掲載しております。申請人は、代替地も検討され、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。

次に、申請番号21番ですが、資料は22ページ左側から26ページになります。譲り渡し人は、町外の個人、譲受人は、町内の個人の方です。転用する土地としましては一筆で、地目は台帳、現況ともに畑、転用面積が611平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で、総額24万円です。転用の目的は、資材置き場です。23ページの地図をごらんください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地

で、10ヘクタール未満の区域内にある第2種農地です。小集団で生産性の低い農地、よって、資材置き場への転用は可能です。24ページ右側から、事業計画書、資金計画書、残高証明書等を掲載しております。申請人は代替地も検討され、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第2班の現地調査がありましたので、関連のある申請番号18番と19番の案件について、23番委員の林田委員より、申請番号20番の案件について、16番委員の落合委員より、申請番号21番の案件について、21番委員の宮原委員より報告をお願いします。

○23番委員（林田 樫臣君） はい、23番林田です。18番、19番の申請番号について説明をいたします。申請番号18番につきましては、7ページから12ページ左まで。申請番号19番に関しましては12ページ右側から16ページになります。地図の9ページをごらんください。免田の五差路から、深田の向町へ行く県道に隣接した土地になります。線路を渡って100メートルほどの、左側に当たり、二子地区の公民館の入り口にも隣接をしております。事務局の説明のとおり、分筆されておまして、県道沿い側が申請番号18番の方、奥のほうが、申請番号19番の方が買われる農地になります。現在作付はされておりましたが、荒れた農地ではありませんでした。住宅地の一角でもあり、問題はないと考えます。審議方をよろしくをお願いします。

○16番委員（落合 武士君） 16番、落合です。申請番号20番ですが、資料は17ページから21ページになります。18ページを見てください。場所は、免田の五差路から、深田方面に向かって、向かっていくと免田川が流れている手前の橋、第2橋の入り口手前、右、右側、に入った30メートルが申請地になっています。現状では、稲刈りした後の状態のままです。そこは一応、資材置き場、建設車両、とのことです。審議方のほどよろしくをお願いします。

○21番委員（宮原 久子君） 21番宮原です。21番の案件について御説明申し上げます。資料は22ページから26ページです。場所は、23ページをごらんください。国道219号線を多良木方面に向かい、免田ハロー店を右折します。300メートルほど進みますと、再度、右折したすぐ左側の圃場でございます。現地は、雑種地のまま長年、空き地になっていたようです。ここに譲受人の人が、資材置き場として利用される計画でございます。資料にございますように、解体した木材を再利用するための、仮設置場のようでございます。審議方よろしくお願ひいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号18番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい、質疑なしと認めます。申請番号18番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号18番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、申請番号19番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号19番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号19番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、申請番号20番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。はい。

○14番委員（的射場 洋一君） 14番的射場です。20番の案件について質問いたします。先ほど現地説明のところで稲刈り跡などありましたけれども、実は刈ったのは、管理者の方から依頼されて、稲刈りはしております。田植えもしよったんですけども、現状見られた方よく御存じだと思うんですけど、この地籍、

の地図と現状は少々違っておりまして、形としては、124-1と、残りの、124-1がまず1枚で125-1、126-1、127-1、が、間にある、道路を含めた1枚の田んぼとして、使われておりました。で、転用自体はそこに問題ないと思うんですけども、周辺状況を見たときに、非常に道路等が狭いので、転用する場合は運用の上ではもうちょっと配慮が必要なんじゃないかという、感想も持ちましたので、そこは譲受人の方でもちょっと対応していただけたらと思うんですけど。いかんせん、南側の宅地も結構ぎりぎりのところまでありますので、周辺環境は、徹底した配慮した上での運用をお願いしたいというところです。以上です。

●**農業委員会事務局長（山本 祐二君）** はい。今回の転用の案件についての御指摘というか、注意事項というか、ということで、この申請人の方には、そういったところ配慮するよというふうに、私のほうからも、許可証配付の際には、お伝えしたいと思います。それからの質問があったついでといえますか、18ページの右のですね、図面を見ると、今の、的射場委員言われたとおり、真ん中ってというか、左側に道路が、里道が走ってるんですね、ここに関しては、建設課のほうに、占用許可といえますか、使用許諾を得るということで確認をしておりますので、今回資料は間に合いませんでしたが、これについては、使用許可を得るということで、確認をしております。申し添えておきます。以上です。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** よろしいですか。（14番委員了承）ほかにありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号20番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号20番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、申請番号21番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号21番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号21番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第7、議案第2号、農用地利用集積計画（第12回）について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会課長補佐（高田 真之君）** はい。それでは利用権設定にかかわる部分について説明いたします。資料は28ページ左側からごらんください。今回から、先月の総会で、全協で説明しましたとおり、利用権の皆さん方の契約の書類を小さくしてちょっと添付しております。よろしくお願いたします。申請番号401番、すいません。左上に、20401とありますが、20をとって、401ということでさせていただきます。申請番号401番から、資料は飛んで44ページ、左側の461番までは、期間満了に伴う、賃貸借権の再設定になります。そこから、申請番号の462番から、資料は47ページ左側の466番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定になります。すいません、飛びますけれども、申請番号467番から、資料50ページ左側の476番までが、新規の賃貸借権の設定になります。と、その次、申請番号477番から478番は、新規の使用貸借権の設定となります。資料の51ページ左側になりますが、申請番号479番から487番までは、新規の農地中間管理事業による貸借設定となります。すいませんちょっとページ数が多くなって申しわけございませんけど、続きまして、所有権移転にかかわる部分について、説明をいたします。資料は、52ページ左側をごらんください。今回の申請は4件です。申請番号66番から67番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が買い入れをするものです。申請番号68番から69番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に、売買価格についてですが、申請番号66番の買い入れ価格は、10アール当たり30万円です。申請番号67番の買い入れ価格は、1段目の土地が10アール当たり65万1,891円。2段目の土地が10アール当たり59万4,531円。3段目の土地が10アール当たり70

万飛んで202円です。すいません72万202円です。続きまして申請番号68番から69番までの売り渡し価格は、ともに10アール当たり71万7,500円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。52ページ右側から55ページにかけて申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。なお申請位置図は、66番から67番の農地のみ掲載しております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、議案第4号、農用地利用集積計画（第12回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これから、議案第2号、農用地利用集積計画（第12回）について、を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町農業委員会第9回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

閉会 午後2時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和3年1月12日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 15番 石山 孝史郎

あさぎり町農業委員会 署名委員 16番 落合 武士